安全情報の公表

令和 8 年 9 月 10 日

■安全方針

株式会社徳山マリンは、お客様の生命及び身体の安全を最優先とし、関係法令を遵守するとともに
安全運航の確保を経営の最重要課題として取り組んでいます。
全従業員が安全意識の向上に努め、事故の未然防止、船舶の適切な整備及び運航管理を徹底し
利用者の皆様に安心してご利用いただける旅客運送サービスの提供に努めます。

■事業者情報

事業種類 ： 海上運送法第に基づく一般不定期航路事業 （中国－不第0076号）
事業者名 ： 株式会社 徳山マリン
所 在 地 ： 〒745-0803 山口県周南市大島132番地

■安全管理体制

安全管理規程に基づき、以下の者を選任し、安全管理体制の維持・改善に継続的に取り組んでいます。
・安全統括管理者 ： 大川 昌秀 資格者証番号 第 13260260136300 号
・運 航 管 理 者 ： 大川 知宣 資格者証番号 第 23260260136200 号

■安全への取組み

1. 船舶の点検・整備
   運航前の日常点検を実施するとともに、法令に基づく定期検査及び整備を確実に実施しています。
2. 乗組員教育
   乗組員に対し、安全教育及び法令教育を継続的に実施し、安全意識の向上に努めています。
3. 救命設備等の管理
   救命胴衣や救命浮器等の救命設備、消火設備、通信設備などについて、定期的に点検を実施し
   常に使用可能な状態を維持しています。
4. 緊急時対応
   人命救助、火災、機関故障、衝突、乗揚げ、荒天等を想定した教育及び訓練を定期的に実施し
   緊急時に迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。
5. 気象・海象情報の確認
   運航前及び運航中、気象・海象情報を十分確認し、安全運航が確保できないと判断した場合は
   運航の延期又は中止を行います。
6. 安全意識の向上
   事故・ヒヤリハット事例を社内で共有し、原因分析及び再発防止策を講じることにより
   安全性の継続的な向上に努めています。

■輸送の安全に関する教育・訓練

当社では、年間計画に基づき次の教育・訓練を実施しています。
・安全管理規程教育 ・救命設備取扱訓練 ・消火訓練 ・人命救助訓練 ・緊急連絡訓練
・非常時対応訓練 ・気象・海象に関する教育 ・事故防止及びヒヤリハット教育

■輸送の安全に関する事故等の情報 ※過去 5 年間の重大事故件数

0 件　　※海上運送法に基づく報告対象事故件数を記載しています。

■安全管理規程

当社は、安全管理規程を定め、継続的な安全管理体制の維持及び改善を実施しています。